



～本人通知制度に登録を～

戸籍や住民票を本人以外に交付したときにお知らせします

▶申し込み・問い合わせ 市民課 ☎73-3005

あなたの個人情報を守るために 「本人通知制度」に登録を

「本人通知制度」とは「あなた」の戸籍や住民票を「あなた以外」の人に交付した時、交付したことの事実を「あなた」にお知らせする制度です。
戸籍や住民票は家族構成や現住所を知ることができ、悪用されれば結婚や就職差別などの大変な人権侵害につながったり、ストーカー行為やオレオレ詐欺などに利用される恐れもあります。
「本人通知制度」への登録によって、不正取得の早期発見につながり、事実関係の早期究明が図れることや不正取得を抑止することになります。

【登録の手続き】

対象 市の住民基本台帳に記載されている人
市の戸籍に記載されている人
※いずれも除かれた人を含む

期間

登録日から3年間（引き続き本人通知制度の利用を希望する人は、更新の手続きが必要）

通知の内容

本人の代理人や第三者に交付した事実を郵送により本人に通知します。

申し込み

（市民課のみ）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）
※運転免許証、旅券など本人であることが確認できるものをお持ちください



国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005・善通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

忘れていませんか

国民年金の届出・手続き

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。また、不意の事故や病気で障がいが残ったり、万一、亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されなくなるおそれがあります。

次のようなときは、届け出が必要ですよ。届け出を忘れずに行って、あなたの大切な年金の権利を守りましょう。

△20歳になったとき▽

厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったときは、国民年金の第1号被保険者になるので、「国民年金被保険者資格取得届」を提出しましょう。

△会社を退職したとき▽

会社などに勤めていて厚生年金や共済組合に加入している人が60歳になる前に会社などを退職したときは、第1号被保険者になるので、「国民年金被保険者種別変更届」を提出しましょう。

届」を提出しましょう。

△被扶養配偶者の収入が増えたとき▽

会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している人の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の人に限り）は第3号被保険者になります。パート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になるので、「国民年金被保険者種別変更届」を提出しましょう。

△被扶養配偶者の配偶者が退職したとき▽

配偶者が退職して厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、第3号被保険者の人は、第1号被保険者になるので、「国民年金被保険者種別変更届」を提出しましょう。

△免除制度などを利用してください▽

平成25年度国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額15,040円です。
所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には「保険料の免除制度」があります。市役所または年金事務所まで申請手続きをしてください。



7月8日から外国人住民も住基カードの申請・交付ができます

▶申し込み・問い合わせ 市民課 ☎73-3005

外国人住民にも、居住関係を証明する住民基本台帳ネットワーク化し、本人確認ができる住基ネットの運用が開始されます。運用開始に伴い、本人確認を行うために必要不可欠な住民票コードが外国人住民の住民票に記載されます。また、本人あてに住民票コードを通知します。
お住まいの市区町村で申請することにより、住基カードの交付を受ける（発行手数料1枚500円）ことができます。住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な証明書としても使えます。

7月8日から、できるようになることの例

- ・お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けられます。
- ・住基カードまたは在留カード等の提示が必要
- ・住基カードの交付を受けている人は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行うことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に向くのは、引越し先の一度で済みます。
- ・住基カードに電子証明書を記録することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができます。

※住基ネットに関する詳しい内容は総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）からご覧ください
※住基カードに関する詳しい内容は「住民基本台帳カード総合情報サイト（<http://juki-card.com/>）」をご覧ください



年金相談所を開設します

▶問い合わせ 街角の年金相談センター高松(オフィス) ☎087-811-6020

全国社会保険労務士会連合会運営の「街角の年金相談センター高松(オフィス)」では、年金相談所を開設します。申請等の手続きもできますので、お気軽にご相談ください。

日時 6月12日(水)
午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参物

年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか相談者本人であることが確認できるもの
※代理人が来る場合、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給している人は、必ず現況届を提出してください。

○現況届送付時期

5月末ごろに農業者年金基金から郵送してきます。

○提出期限

6月28日(金)までに農業委員会事務局または各支所へ提出してください。

○提出を忘れた場合

年金の支払いが差し止められることがありますので、ご注意ください。



農業者年金の現況届は忘れずに

▶問い合わせ 農業委員会 ☎73-3046